四　租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)及びホの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示の一部を改正する件　三一　特8　四八

○内閣府、総務省、経済産業省

一　沖縄振興特別措置法第三十一条の規定に基づく情報通信産業の振興に特に資するものとして主務大臣が定める基準等の一部を改正する件　三一　特8　四九

○内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

一　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき、令和六年に発生した激甚災害に係る特定地方公共団体の指定をする件　一二　49　一二

二　激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき、令和元年に発生した激甚災害に係る特定地方公共団体の指定をする件　一二　49　一二

○内閣府、厚生労働省

一　消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件　三一　71　四五

○内閣府、経済産業省

一　沖縄振興特別措置法第三十六条の規定に基づく産業高度化又は事業革新に特に資するものとして主務大臣が定める基準等の一部を改正する件　三一　特8　四五〇

二　沖縄振興特別措置法第五十条の規定に基づく国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準等の一部を改正する件　三一　特8　四五一

○内閣府、国土交通省

一　沖縄振興特別措置法第八条第一項の規定に基づく国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成の促進に特に資するものとして主務大臣が定める基準等の一部を改正する件　三一　特8　四五二

○宮内庁

三　天皇皇后両陛下は大阪府へ行幸啓になる件　一二　四

○公正取引委員会、消費者庁

一　ビスケット類の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　二七　一

二　ビスケット業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　二七　三

三　自動車業における表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　二八　二

四　二輪自動車業における表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　二八　三

○国家公安委員会

八　特定免許情報の記録等に関する技術的基準　一四　一

九　道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件　二一　二

一〇　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件　二一　特7　一

○個人情報保護委員会

三　個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示　二七　66　一三四

四　個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示　二七　66　一三六

五　個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示　二七　66　一三七

六　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う個人情報保護委員会関係告示の整理に関する告示　三一　71　四六

○金融庁

一三　特定社会基盤事業者を公示する件　三　二

一四　特定社会基盤事業者の指定を解除する件　三　二

一五　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件　三42　六六

一六　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件　三42　六七

一七　金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件　三42　六七

一八　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件　二四　60　五五

一九　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件　二四　60　五六

二〇　保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件　二五　二

二一　電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録が失効した件　二五　二

二二　銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件　二五　62　一三〇